

## がん治療医の育成に総力の結集を

平成18年がん対策基本法（法律第98号）（基本法）が成立し翌年施行され、その中核をなす「がん対策推進基本計画」（基本計画）が平成19年6月に策定されてからの5年間で「がん治療の均てん化」を目的として、地域がん拠点病院の整備、診療ガイドラインの作成が行われ、また、緩和ケア提供体制の強化、地域がん登録などがすすめられた。平成24年度から新たに、平成28年度までの5年間で対象として、基本計画の見直しが行われ、平成24年6月8日閣議決定された。本稿では、見直された基本計画の骨子を追いつながりながら、本学のがん研究、診療、教育における今後について考えてみたい。

見直された基本計画では重点的に取り組む課題として、「放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成」、「がんと診断された時からの緩和ケアの推進」、「がん登録の推進」を継続して挙げ、新たに「働く世代や小児へのがん対策の充実」を設定している。また、全体目標として「がんによる死亡者の減少（75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少：\*平成17年からの5年ですでに92.4から84.3に減少）」、「全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」を継続し、新たに、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を設定した。分野別施策と個別目標では、「3年以内に全ての拠点病院にチーム医療の体制を整備」、「がん医療専門とした医療従事者の育成」、「5年以内に緩和ケアの理解と知識・技術の習得、3年以内に緩和ケアチーム・緩和ケア外来の充実」、「在宅医療・介護サービス提供体制の構築」を継続し、新たに、「医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組」を挙げている。また、「がんに

関する相談支援体制の実現」、「がん登録の推進と法的位置づけの検討」、がんの予防に関しては、「平成34年度までに成人喫煙率を12%、未成年者0%、平成32年までに受動喫煙のない職場」と目標を設定している。早期発見の目標に関しては、「がん検診受診率を5年以内に50%」としている。がん研究の推進に関しては、2年以内に「新たな総合的ながん研究戦略」を策定するとしている。また、新たな個別目標として、「5年以内の小児がん拠点病院の整備」、「子どもに対するがん教育のあり方の検討」、「がん患者の就労支援体制」を設定した。

上記の計画において本学医学部が特に重点的に担う役割は、「放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成」である。本学では今般の大学院整備において新たに臨床腫瘍学講座が開設された。がん診療プロフェッショナル育成を目的にがん研究・診療における各領域が集約・統合され開始される。これから同講座を核として、腫瘍内科医、外科医、放射線科医の育成の将来計画が策定され、東邦大学が本邦のがん医療に貢献する方向性の学生・教員共通の認識が新たな理念となり確立されることが期待される。診療においては、チーム医療体制の更なる整備が求められ、化学療法チーム、緩和ケアチーム、カンサーボードの充実と、専門看護師、薬剤師の育成、地域がん登録の実行が不可欠となる。また、今回の基本計画見直しにおいて新設された目標についても、チーム医療としての対応が重要と考えられる。

（外科学講座一般・消化器外科学分野（佐倉）  
教授：岡住慎一）